別表十㈠の記載要領第１号中「この表のⅠ及びⅡ」を「この表」に、「総合特別区域法（平成23年法律第81号）第27条第１項」を「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の３」に、「指定特定事業法人（」を「法人（」に、「「指定特定事業法人」」を「「指定法人」」に、「国際戦略総合特別区域」を「国家戦略特別区域」に、「指定特定事業法人の」を「指定法人の」に、「指定特定事業法人に」を「指定法人に」に改め、同第２号中「「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額　⑸」」を「「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額　⑹」」に、「第37条第３項（国際戦略総合特別区域」を「第37条第２項及び第４項（国家戦略特別区域」に、「指定特定事業法人」を「指定法人」に改め、「計算した」の次に「同条第２項に規定する」を加え、「第39条の90の２第３項（国際戦略総合特別区域」を「第39条の90の２第２項及び第４項（国家戦略特別区域」に、「おいては」を「おいて」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中

00400	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00400	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額

に、

00431	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00431	特別償却限度額の欄の金額

に、

00566	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00566	特別償却限度額の欄の金額

に、

00403	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00403	特別償却限度額の欄の金額

に、

00584	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00584	特別償却限度額の欄の金額

に、

00287	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00287	特別償却限度額の欄の金額

に、

00293	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

00293	特別償却限度額の欄の金額

に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項、地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項、生産性向上設備等を取得した場合の特別償却の項及び公害防止用設備の特別償却の項から倉庫用建物等の割増償却の項までの規定中「法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄」を「特別償却限度額の欄」に改め、同表国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の項を次のように改める。

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	第61条第１項	00594	法規別表十（二）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項中

10383	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

10383	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額

に、

10414	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

10414	特別償却限度額の欄の金額

に、

10549	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額

を

10549	特別償却限度額の欄の金額

に、